

マ	施
ニ	設
ユ	整
ア	備
ル	



改訂版
2020

改訂にあたって

福岡市では、すべての市民が一人の人間として尊重され、地域社会において相互に支え合い、生きがいのある生活が保障され、様々な社会活動に参加することができる社会の実現を目指して、平成10年に「福岡市福祉のまちづくり条例」を、翌11年には「同条例施行規則」を制定し、同時に施設整備の基準を示した「福岡市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル(以下、マニュアルと言う。)」を作成し、施設のバリアフリー化を進めてきました。

マニュアルでは、すべての人が安心して快適に利用できる施設にするための整備の基準をわかりやすく解説し、施設管理者や設計者の方が建築物等を設計するうえで必要となる事項を盛り込んでいます。

前回改訂の平成26年11月以降、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」の改正、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改訂などバリアフリーに関する国の基準などが大きく見直されており、これらの内容を踏まえ、施設がより使いやすいものとなるようこのたびマニュアルを改訂しています。

今後とも、このマニュアルが施設管理者や設計者をはじめ、市民のみなさまによって有効に活用され、ユニバーサルデザインの理念に基づいた、誰もが安全で利用しやすい施設づくりが進められることを期待します。

最後に、福岡市バリアフリー整備研究会委員をはじめ、施設整備マニュアルの改訂にご尽力ご協力をいただいた方々に深く感謝いたします。

令和2年2月
福岡市

目次

改訂にあたって 目次

1. 概要編

1-1. 福岡市における 福祉のまちづくりの取組み	3
1-2. 福祉のまちづくり条例の概要	12
1-3. バリアフリー整備の対象と基準の適合	13
1-4. 整備基準等	16
1-5. 特定施設の手続き等	16

2. 設計編

高齢者、障がい者等の行動特性	25
基準となる幅や広さ等の基本的な考え方	28
マニュアルの見方	32

2-1. 建築物

1 基本的な考え方	37
2 バリアフリー化推進の方向性	37
3 対象施設	37
4 特定施設	37
5 整備基準等の適用について	38
6 整備基準の適用除外	38
7 事前協議又は通知の対象となる行為	39
8 整備対象部分の考え方	41
9 面積算定の考え方	43
10 工事中の配慮について	43
11 福祉のまちづくり条例による事前協議の 手順フロー	44
建築物の主な整備箇所	45
適用対象一覧	46
移動等円滑化経路の考え方	48
1. 出入口a (建物出入口、駐車場出入口)	51
出入口b (各室の出入口)	55
2. 廊下等	60
3. 傾斜路	71
4. 階段	77
5. エレベーター	82
6. 便所a (福祉型便房)	93
便所b (一般便所)	110
7. 駐車場	120
8. 敷地内の通路	127
9. 手すり	135
10. 視覚障がい者誘導用ブロック等	138

1-1. 客席及び舞台	144
1-2. 浴室、シャワー室及び更衣室	150
1-3. 客室	154
1-4. 授乳スペース	163
1-5. 標識類	168
1-6. 券売機	175
1-7. 公衆電話	179
1-8. 記載台等	181
1-9. 幼児用遊び場	184
2-0. 水飲み器	186
2-1. エスカレーター	188

2-2. 交通機関の施設

1 基本的な考え方	193
2 バリアフリー化推進の方向性	193
3 対象施設	193
4 特定施設	194
5 整備基準等の適用について	194
6 整備基準の適用除外	194
7 事前協議又は通知の対象となる行為	194
8 工事中の配慮について	194
交通機関の施設の主な整備箇所	195
1. 出入口a (公共用通路との出入口)	196
出入口b (乗車券等販売所、待合所、案内所の出入口)	199
2. 移動等円滑化された経路	202
3. 改札口	205
4. 通路	207
5. 傾斜路	209
6. 階段	212
7. エレベーター	216
8. 乗降場 (鉄道駅のプラットホーム)	223
9. 便所a (一般便所)	228
便所b (福祉型便房)	237
10. 手すり	243
1-1. 視覚障がい者誘導案内	245
1-2. 標識類	254
1-3. 券売機・乗車券等販売所及び案内所等	258
1-4. エスカレーター	261
1-5. 休憩設備等	264
バスターミナル	267
旅客船ターミナル	269
航空旅客ターミナル	274

2-3. 道路

1 基本的な考え方	279
2 バリアフリー化推進の方向性	279
3 対象施設	279
4 特定施設	279
5 整備基準等の適用について	280
6 整備基準の適用除外	280
7 事前協議又は通知の対象となる行為	280
8 工事中の配慮について	280
道路の主な整備箇所	281
1. 歩道	282
2. 視覚障がい者誘導用ブロック	298
3. 乗降車場	305
4. 標識類	310

2-4. 公園

1 基本的な考え方	315
2 バリアフリー化推進の方向性	315
3 対象施設	315
4 特定施設	315
5 整備基準等の適用について	316
6 整備基準の適用除外	316
7 事前協議又は通知の対象となる行為	316
8 工事中の配慮について	316
公園の主な整備箇所	317
1. 出入口	318
2. 園路	321
3. 階段	326
4. 傾斜路	330
5. 便所	332
6. 駐車場	337
7. 手すり	341
8. 視覚障がい者誘導用ブロック等	344
9. 標識類	345
10. ベンチ	348
11. 野外卓	350
12. 券売機	351
13. 水飲み器・手洗い場	352
14. 休憩所及び管理事務所	354
15. 屋根付き広場	357
16. 野外劇場及び野外音楽堂	359

2-5. 路外駐車場

1 基本的な考え方	367
2 バリアフリー化推進の方向性	367
3 対象施設	367
4 特定施設	367
5 整備基準等の適用について	367
6 整備基準の適用除外	368
7 事前協議又は通知の対象となる行為	368
8 工事中の配慮について	368
路外駐車場	369

2-6. 開発行為に係る施設

1 基本的な考え方	377
2 対象施設	377
3 特定施設	377
4 整備基準等の適用について	377
5 整備基準の適用除外	378
6 事前協議又は通知の対象となる行為	378
7 工事中の配慮について	378
開発行為に係る施設の主な整備箇所	379
1. 敷地内の通路	380
2. 団地内広場	381

3. 資料編

3-1. 技術的資料

床の滑り	387
段差解消機	389
便房内の操作部の配置等	390
手すりの点字表示	391
色の対比・輝度	395
カラーバリアフリー	396
都市サイン 表示について	399
ピクトグラムの例	402
外国人への情報提供の手引き (一部抜粋)	409

3-2. 関係法令等〔別冊〕

- ・福岡市福祉のまちづくり条例
- ・福岡市福祉のまちづくり条例施行規則
- ・福岡市福祉のまちづくり条例施行規則に基づく特定施設整備項目表 (チェックリスト)
- ・高齢者, 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (抜粋)
- ・移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令 (抜粋)
- ・福岡市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例
- ・福岡市公園条例 (抜粋)

参考文献等	415
福岡市バリアフリー整備研究会	416
あとがき	417

コラム

都心部のまちづくり(回遊性向上)	11
福岡市障がい者差別解消条例	21
地域共生社会の実現とは	22
手足の不自由な人について	59
ロービジョン者について	67
ロービジョン者に配慮した整備について	68
ロービジョン者に配慮した案内表示の考え方	69
コミュニケーション(意思伝達)支援	70
車いすの介助方法 1	75
車いすの介助方法 2	76
避難設備・施設的设计ポイント	81
目の不自由な人について	91
耳の不自由な人について	92
オストメイトについて	108
オストメイト対応設備の利用について	109
小規模な建物等でのトイレの改善例	118
性的マイノリティの方への配慮について	119
ふくおか・まごころ駐車場制度について	125
車いす使用者用駐車施設について	126
歩道状公開空地等におけるバリアフリー化整備の考え方	131
心のバリアフリー 1	133
心のバリアフリー 2	134
知的障がいについて	143
自閉スペクトラム症について	149
住空間のバリアフリー	153
ホテルのバリアフリー化(ソフト面の対応)	161
既存の客室の改善例	162
「赤ちゃんの駅」に登録しましょう	166
こころの病について正しく理解しましょう	167
目の不自由な人のための情報手段	173
認知症の人にもやさしいデザイン	174
手話と指文字	178
子育てバリアフリー	185
乗降ロビー付近的设计ポイント	222
車両(公共交通機関)のバリアフリー基準の概要	227
一般便所への機能分散	242
福岡市地下鉄七隈線の音サインシステム	253
災害時の避難行動に支援が必要な人への支援	266
工事中のバリアフリー配慮	296
民地と道路の境界部の段差解消について	297
横断歩道のエスコートゾーンについて	304
ノンステップバス	307
ベンチプロジェクトの推進	308
福岡市自転車通行空間ネットワーク整備計画	309
ほじょ犬(身体障害者補助犬)について	320
公園の情報提供について	363
公園の利用支援について	364
障がい者に関するマークについて 1	392
障がい者に関するマークについて 2	393
障がい者に関するマークについて 3	394
ユニバーサルデザインフォントについて	401

1.概要編

1-1. 福岡市における福祉のまちづくりの取組み

(1) 福祉のまちづくりの取組み経緯

福岡市では、平成 10 年に「福岡市福祉のまちづくり条例」(以下、「条例」という。)を施行し、平成 25 年には「福岡市バリアフリー基本計画」(以下、「基本計画」という。)を策定して、高齢者や障がいのある人をはじめすべての人が、様々な社会活動に参加できるよう、また施設を安全かつ快適に利用することができるようにするためのバリアフリー化など福祉のまちづくりを推進しています。

〔福祉の環境づくり〕

福岡市では、昭和 54 年に「建築物に関する福祉環境整備推進指針」を策定し、建築物のバリアフリー整備の取組みをはじめました。また、昭和 57 年に「福岡市障害者福祉長期行動計画」、昭和 63 年に「福岡市高齢化社会対策長期指針」を策定し、高齢者や障がい者等に配慮した生活環境の整備あるいは暮らしやすいまちづくりを基本的な政策の方向として位置づけました。

その中で、総合的かつ統一的なバリアフリーの整備方針の展開が求められたことから、平成 4 年に『福岡型福祉社会』のための環境づくり指針」を策定し、建築物のほか、公共交通機関、道路、公園における福祉の環境づくりを進めるとともに、特に建築物を新築等する際の事前協議を通じて、バリアフリー整備の理念の普及や民間事業者の理解による整備の促進などを行い、一定の成果を上げました。

〔福祉のまちづくり条例 制定〕

急速な少子高齢化の進行やノーマライゼーションの広がりなど社会情勢の変化を受け、またバリアフリー整備の要請の高まりに対応すべく、福祉のまちづくりの新たな展開が必要となりました。

このため、平成 10 年 4 月に条例を施行し、高齢者や障がいのある人をはじめとする、すべての市民が一人の人間として尊重され、地域社会において相互に支え合い、様々な社会活動に参加することができる福祉のまちづくりを推進することとしました。

翌 11 年 4 月には、「福岡市福祉のまちづくり条例施行規則」(以下、「施行規則」という。)を施行し、不特定かつ多数の人が利用する建築物や交通機関の施設、道路、公園などの対象施設を、高齢者や障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための整備に関する基準などを定め、対象施設や新設等における基準適合義務などを規定した条例と一体となって施設のバリアフリー化を進めてきました。

また、施行規則と同時に、整備基準等をわかりやすく解説した『施設整備マニュアル』を作成し、施設管理者、設計者、事業者などが施設を整備する上で必要となる配慮事項や参考事例などを盛り込み、時代の変化などに対応して改訂を行ってきました。

〔バリアフリー基本計画 策定〕

平成18年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下、「バリアフリー法」という。)が制定され、平成23年3月には「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(以下、「国の基本方針」という。)が告示されて、より高い水準の新たなバリアフリー化の目標が設定されたことから、福岡市においても、平成25年4月に基本計画を策定し、ユニバーサルデザインの理念によるまちづくりを推進していくための取組みの方向性を明らかにして、バリアフリー化を計画的に推進していくこととしました。

(2) 本市の施設整備の基本的な考え方

条例の主旨を踏まえ、高齢者や障がいのある人をはじめとする、すべての市民が一人の人間として尊重され、地域社会において相互に支え合い、様々な社会活動に参加することができる福祉のまちづくりを目指します。そのため、事業主等の理解と協力を得ながら、高齢者、障がいのある人等が移動・利用しやすいなど、すべての市民の多様性が認められた、思いやりのある施設整備を求めます。

一方で、建築物等の用途や主な利用者は一様ではなく、また規模も大小様々です。そのような多種多様な建築物等に対して一律の基準で施設整備を求めた場合、特に小規模な建築物等では整備が難しくなるケースが多く生じることが考えられます。そのため、用途や規模に応じた思いやりのある建築物等が着実に増えていくよう、それぞれの特性を踏まえた適切な基準を設定しています。

※建築物等の用途や規模に応じて適切に基準を設定していますが、可能な限りより高い水準の施設整備とすることが望まれます。

本施設整備マニュアル改訂版の内容については、令和2年4月1日以降に届出された特定施設新設等協議書及び同通知書から適用します。

本市の福祉のまちづくりの取組経緯

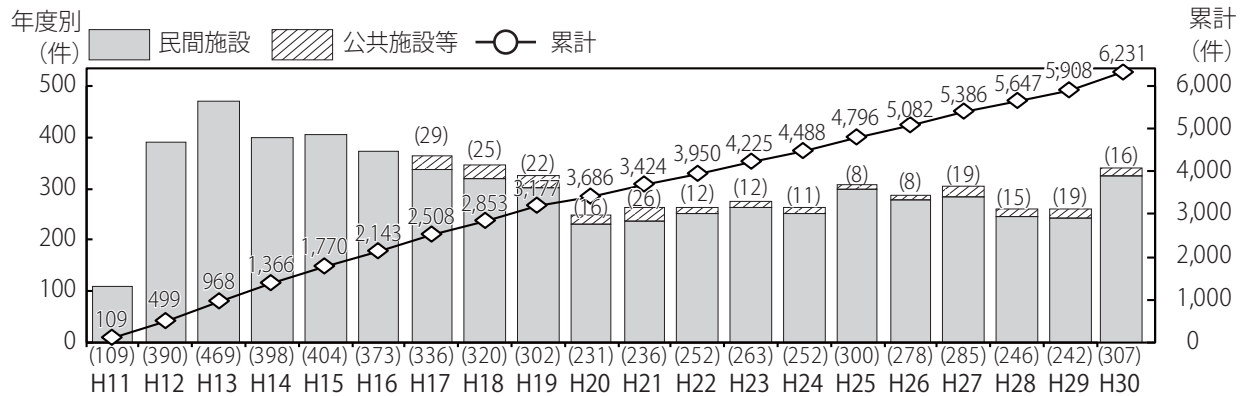
時期	主な制度及び事業	所管局保健福
昭和54年4月	「建築物に関する福祉環境整備推進指針」及び「実施要領」を策定	建築局
昭和57年4月	「福岡市障害者福祉長期行動計画」を策定 国際障害者年の理念にそって、推進期間10年の本市の障害者福祉諸施策の行動計画を示した。	民生局
昭和59年4月	「建築物に関する福祉環境整備指針」を改正	建築局
昭和62年4月	「福岡市障害者福祉長期行動計画後期計画」を策定 上記「長期計画」の見直しを行ったもので、昭和62年～66年度における本市の障害者福祉諸施策の基本的方向と目標を示した。	総務局・ 民生局
昭和63年12月	「福岡市高齢化社会対策長期指針」を策定 福祉環境整備指針の策定が位置づけられた。	民生局
平成2年3月	「福岡市高齢者住宅設計指針」を策定 高齢化社会に向けた住まいづくりの目標及び住宅の安全性、自立性、快適性、利便性についてまとめた。	建築局
平成2年9月	福岡市市民福祉サービス公社を設置 市民参加によるホームヘルプサービス事業を開始した。(平成3年1月)	民生局
平成4年3月	『「福岡型福祉社会」のための環境づくり指針』を策定 公共的建築物に加えて、道路、公園、公共交通機関を対象とした。	都市整備局
平成5年3月	「福岡市福祉総合計画」を策定 第6次福岡市基本計画の福祉分野における具体的な計画を示した。	民生局
平成6年2月	「福岡市高齢者保健福祉計画」を策定 増大、多様化する保健・医療・福祉ニーズに対応するため、高齢者保健サービスの目標量を明らかにし、保健・医療・福祉の連携を図った。	民生局・ 衛生局
平成7年6月	建築物に関する事前協議事務について、指針とハートビル法を併せて運用を開始	建築局
平成8年11月	福岡市社会福祉審議会に「福祉のまちづくりを推進するための基本的条例のあり方」について諮問(平成9年12月答申)	民生局
平成10年4月	「福岡市福祉のまちづくり条例」を一部施行(施設整備に関する部分を除く)	保健福祉局
平成11年4月	「福岡市福祉のまちづくり条例施行規則」を施行	保健福祉局
	「福岡市福祉のまちづくり条例」を完全施行	
平成16年4月	「福岡市福祉のまちづくり条例施行規則」を改正施行	保健福祉局
平成21年4月	「福岡市福祉のまちづくり条例施行規則」を改正施行	保健福祉局
平成25年4月	「福岡市公園条例」を改正施行(公園の移動等円滑化の基準を追加)	住宅都市局
	「福岡市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例」を施行	道路下水道局
平成25年4月	福岡市バリアフリー基本計画を策定	保健福祉局
平成27年4月	「福岡市福祉のまちづくり条例施行規則」を改正施行	保健福祉局
平成31年1月	「福岡市障がい者を理由とする差別をなくし障がいのある人ない人も共に生きるまちづくり条例(福岡市障がい者差別解消条例)」を施行	保健福祉局
令和元年9月	「福岡市福祉のまちづくり条例施行規則」を改正施行	保健福祉局
令和2年4月	「福岡市福祉のまちづくり条例施行規則」を改正施行	保健福祉局

(3)これまでの取組実績

福岡市では、施設を新設又は改修する際には、平成11年に制定した施行規則に基づいて事前協議を行っており、整備基準に適合した施設のストック数は着実に増加しています。また、福岡市地下鉄七隈線に代表されるような先進的な整備事例や、利用者に配慮して自主的に整備基準を上回る整備を行う取組みも見られるなど、誰もが安心して快適に生活できる社会の実現をめざした福祉のまちづくりの理念や目的は行政をはじめ事業者や市民に浸透しつつあります。

①建築物

整備基準適合証の交付件数(累計)



[バリアフリー整備の事例紹介]

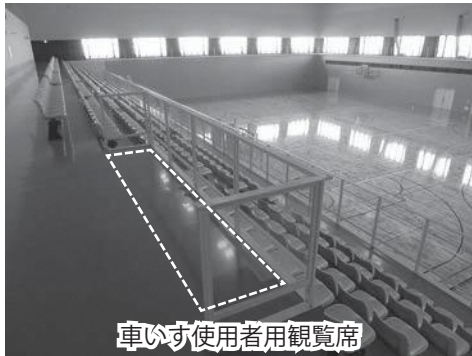
香椎副都心公共施設 なみきスクエア

平成28年6月に東区千早に開館した、東市民センター、千早音楽・演劇練習場、東図書館、証明サービスコーナーなどの機能を持つ複合施設で、車いす使用者用鑑賞スペース（固定席の取り外しが可能）や客席の一部に補聴器を補助する磁気誘導ループ設備、一般便所内の可動間仕切り（ホールへの来場者の性別比に応じて、便房の数を調整）等を設置しています。



福岡市総合体育館

平成30年12月1日にアイランドシティに開館したスポーツ拠点で、観客席には車いす使用者用の席、更衣室には車いす利用者用のシャワールームを設置しています。また、聴覚障がい者への対応として、エレベーターには耳マークのついた非常ボタン、一般トイレにはフラッシュライトを設置しています。



車いす使用者用観覧席



車いす使用者用シャワールーム



「耳マーク」ボタン



フラッシュライト

②公共交通施設

福岡市地下鉄空港線及び箱崎線では、計画的に駅構内トイレの改修を進めており、「トイレ出入口の段差解消（スロープ化）」「オストメイト対応設備の設置」「一般トイレの便房内設備の充実」などを行っています。



入口の段差解消



オストメイトのための設備



ベビーベッド及びベビーチェア

(4)バリアフリーのまちづくりの推進方策(福岡市バリアフリー基本計画より)

福岡市では、平成25年4月に基本計画を策定し、“誰もが思いやりを持ち、すべての人にやさしいまちづくり”を基本理念に掲げ、以下の3つの柱からなる施策を位置づけて、ユニバーサルデザインの理念に基づくバリアフリーのまちづくりを計画的に推進しています。

①バリアフリー推進の概要

「ハード面のバリアフリー化」

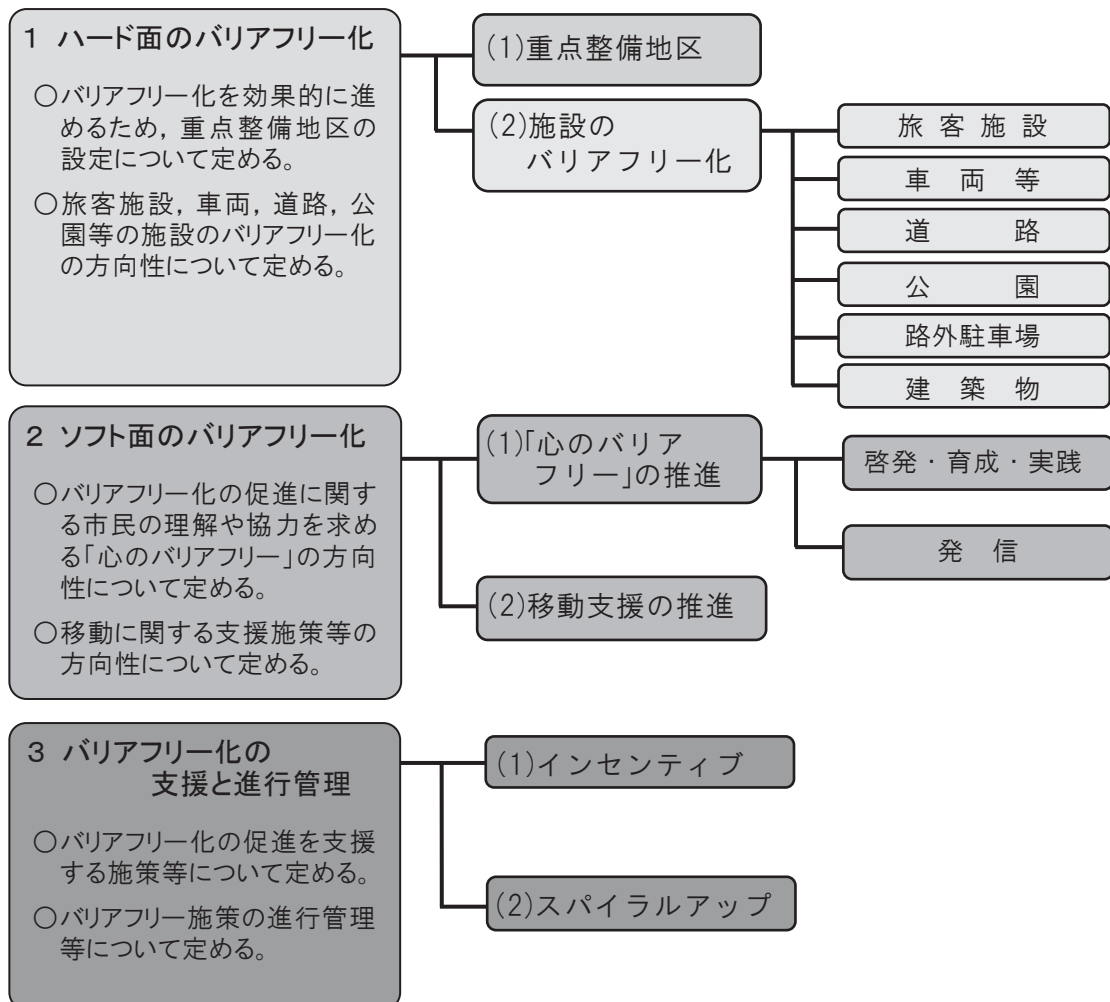
施行規則に基づく施設のバリアフリー化に加え、重点整備地区内の旅客施設や建築物等の重点的かつ一体的なバリアフリー化、安全で切れ目のない連続性のある生活関連経路の整備等を進めます。

「ソフト面のバリアフリー化」

福祉マインドの醸成、バリアフリー化促進を担う人材の育成、市民参加の仕組みづくり等を進めます。

「バリアフリー化の支援と進行管理」

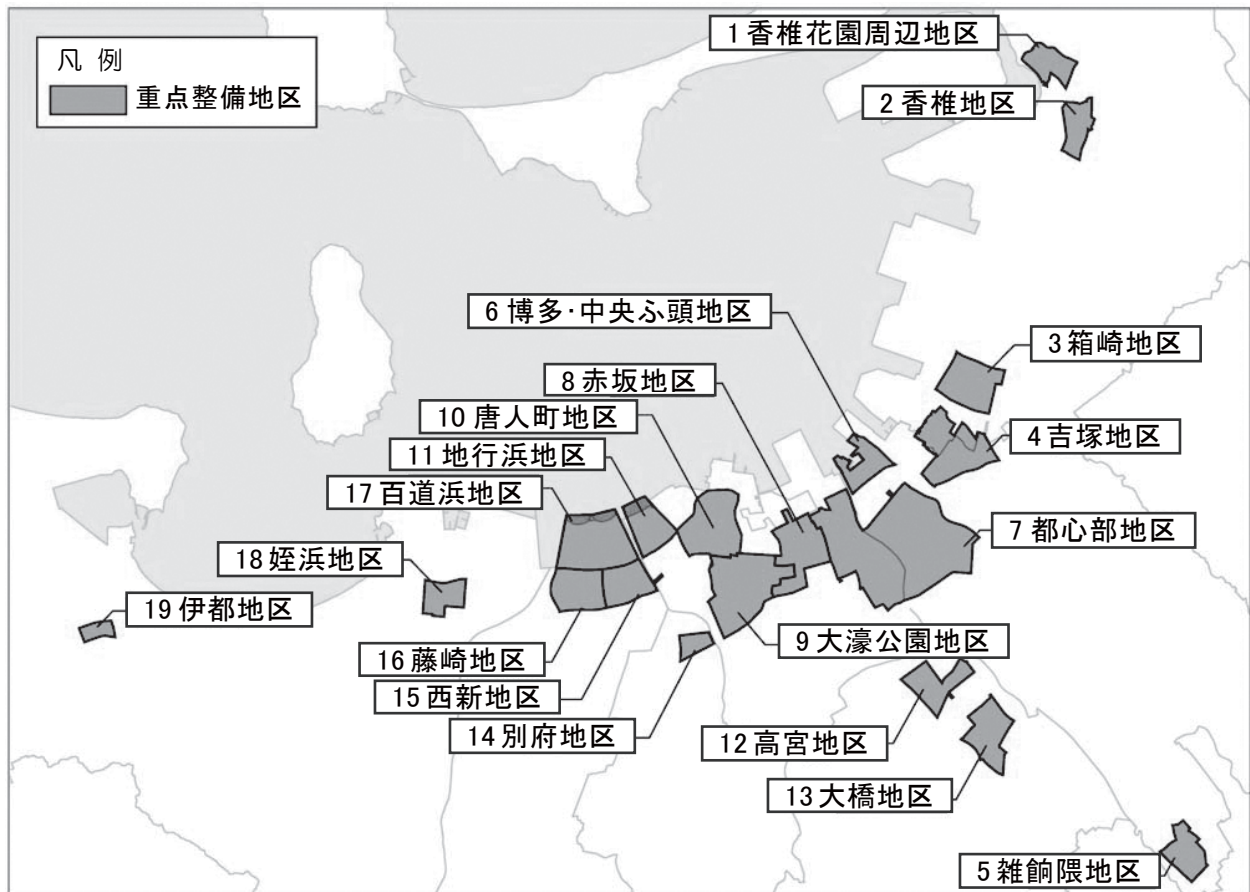
公的助成などインセンティブによるバリアフリー化の推進、利用者と施設設置管理者とが共働でバリアフリー化を図っていく仕組みづくり等を進めます。



②重点整備地区について ……一体的なバリアフリー経路の推進

バリアフリー化を効果的に進めていくために、生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区を重点整備地区として定めることにより、生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めています。

■重点整備地区



重点整備地区の設定要件は、設定にかかる国の基本方針等を踏まえるとともに、高齢者や障がい者等の実際の利用状況やニーズ等、本市の実態も勘案して、1日当たりの平均的な利用者数が5千人以上の旅客施設又は高齢者や障がい者等がよく利用する生活関連施設が徒歩圏内(概ね1km)に3つ以上集積している地区としています。

③生活関連経路について ……地区内ネットワークのバリアフリー化

生活関連経路は、生活関連施設相互を結ぶ道路等を基本とし、施設利用者の視点から、施設を訪れる人がよく利用する経路を中心に設定しています。

なお、既にバリアフリー化されている経路であっても、生活関連施設と一体的なバリアフリー化を図るうえで必要と考えられる場合や、当面バリアフリー化のための事業見込みがない場合であっても、長期的展望を示すうえで必要な範囲で位置づけています。

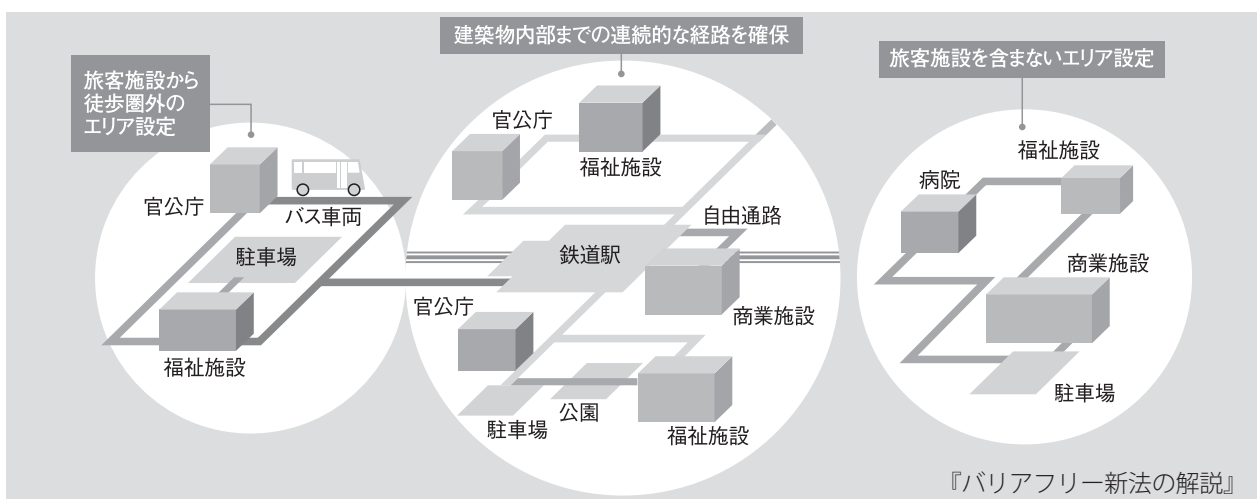
④重点整備地区における取組みの進め方 ……………市民との連携・協働による推進

ア 必要に応じて、高齢者や障がい者等の利用者や施設設置管理者等の参加によるまち歩きを行い、施設毎のバリアフリー化推進の方向性も踏まえて、重点整備地区内の整備内容等を検討していきます。

イ 取組みにあたっては、「安全で切れ目のない誘導」「ノンステップバス導入路線を中心としたバス停の利用環境改善」「施設相互の整備スケジュール調整による効率的なバリアフリー整備」などに留意し、資金面や空間的・物理的な制約等も踏まえ、可能な限りバリアフリー化に努めます。

ウ まち歩きを実施する中で、官民連携や施設相互の整備スケジュール調整のあり方、多様な利用者の声を施設設置管理者に伝える等の仕組みについての課題等を整理し、福岡市バリアフリー推進協議会の場も活用しながら、連携・共働の推進手法を検討していくこととします。

重点整備地区における円滑な移動経路のイメージ



〔バリアフリー歩行空間ネットワークの形成〕

バリアフリー化された歩行空間ネットワークは、不連続では意味がなせず、施設から施設をつなぎその連続性を確保してはじめて、高齢者や障がい者等の円滑な移動が可能となるため、どの道路を整備するかという議論を行う前提には、その連続性を確保するために必要な区間の整備という観点が含まれるべきである。

〔バリアフリー歩行空間ネットワークの実現〕

バリアフリー化の整備効果をより早く有効的に発現させるために、移動等円滑化のための事業を重点的かつ各事業の整合性を確保して実施し、バリアフリー歩行空間ネットワークを形成することを実現することが重要である。そのため、実現可能性や集中的・効果的な事業実施の可能性等の観点から判断して、有効かつ適切であると認められる箇所から整備を推進することが必要である。

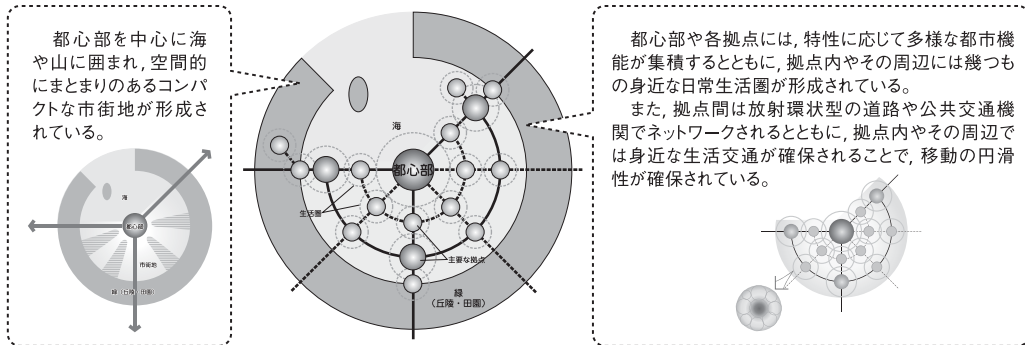
『道路の移動等円滑化整備ガイドライン』

都心部のまちづくり(回遊性向上)

●福岡型のコンパクトな都市

「第9次福岡市基本計画(平成24年12月策定)」では、福岡市の成長のエンジンである都心部を中心に、東部・南部・西部の広域拠点、地域拠点などに拠点の特性に応じて多様な都市機能が集約集積し、市民活動の場が提供され、交通基盤のネットワークにより移動の円滑性が確保された「福岡型のコンパクトな都市」の実現をめざすこととしています。

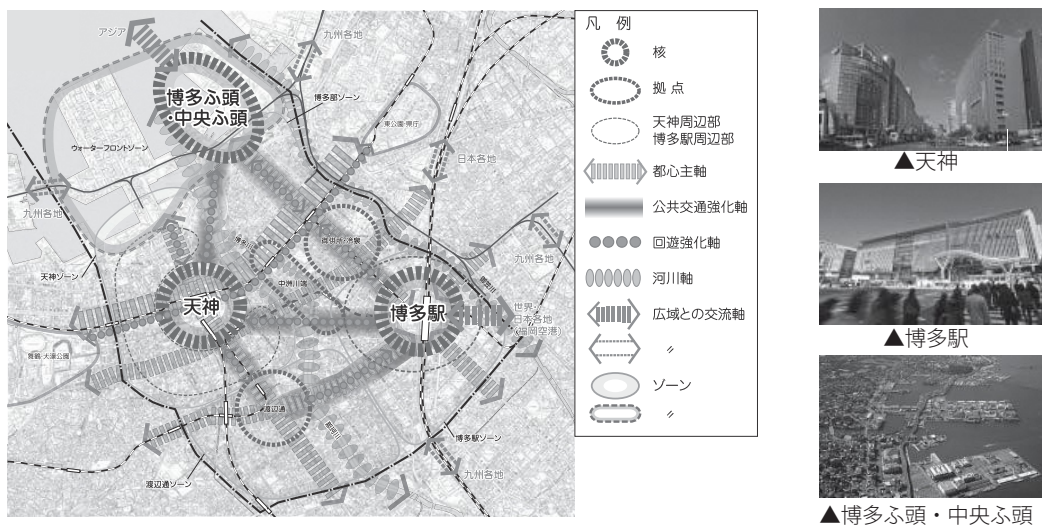
■福岡市における「コンパクト」な都市の概念



●都市の活力をけん引する都心部の機能強化

「福岡市都市計画マスタープラン(平成26年5月策定)」では、基本方向のひとつとして「都市の活力を牽引する都心部の機能強化」を掲げ、天神、博多駅、博多ふ頭・中央ふ頭を中心とするエリアにおいて、都心部の機能強化や質の高い空間づくりに努めるとともに、都心部の活力を支える交通環境の改善や回遊性の向上を図ります。

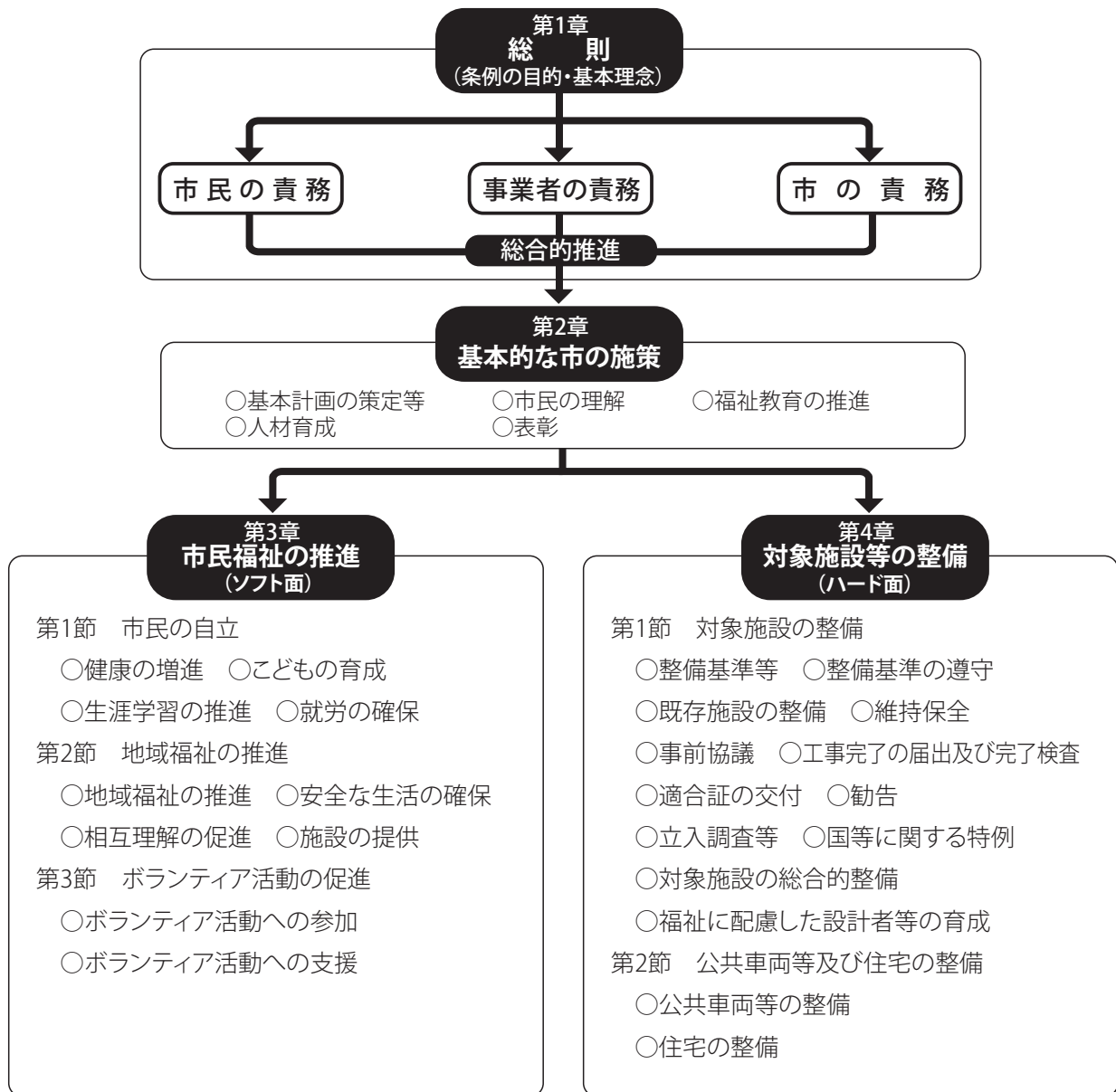
■都心部の将来の都市構造



1-2. 福祉のまちづくり条例の概要

福岡市では、「優しさに満ちた健やかでやすらぎのある福祉社会の実現」をめざして、福祉のまちづくりを進めるための基本理念や市民、事業者及び市それぞれの責務、多数の人が利用する施設のバリアフリー整備に関する基本的な事項などを定めた条例を平成10年4月に施行しました。

条例の体系



また、条例の施行に関し、バリアフリー整備に関する対象施設や整備基準、事前協議手続きなどの必要な事項を定めた施行規則を平成11年4月に施行しました。

1-3. バリアフリー整備の対象と基準の適合

(1) 対象施設(条例第3条, 施行規則第2条, 別表第1)

対象施設とは, 病院, 劇場, 集会場, 展示場, 物品販売業を営む店舗, 飲食店, 共同住宅等の建築物, 交通機関の施設, 道路, 公園, 路外駐車場, 開発行為に係る施設といった多数の人の利用に供する部分を有する施設で, 次ページ「対象施設一覧表」の対象施設の欄に掲げる施設をいいます。

対象施設は, 新設又は改修する際に整備基準に適合させなければなりません。

(2) 特定施設(条例第29条, 施行規則第6条, 別表第1)

特定施設とは, 対象施設のうち次ページ「対象施設一覧表」の特定施設の欄に掲げる施設をいいます。

特定施設は, 新設又は改修する際に事前に福岡市と協議しなければなりません。

対象施設のほとんどは特定施設ですが, ①建築物のうち事務所・工場・共同住宅等では当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上のもの, ②開発行為に係る施設では住宅開発団地で開発区域の面積が5ha以上のものが特定施設となります。

(3) 整備基準の遵守(条例第26条)

ア:対象施設の新設又は改修(対象施設が建築物である場合にあっては, 増築, 改築, 大規模の修繕・模様替, 用途の変更を含む。以下同じ。)を行おうとする人は, 新設又は改修後の対象施設を整備基準に適合させなければなりません。

イ:上記アの規定は, 以下に該当する場合で市長が認めた場合は適用を除外することができます。

- ①新設若しくは改修後の対象施設が整備基準に適合している場合と同等以上に高齢者や障がい者等が安全かつ円滑に利用できる
- ②対象施設の規模, 構造, 利用の目的若しくは対象施設の敷地若しくはその周辺の土地の形状その他の事情により当該対象施設を整備基準に適合させることが著しく困難である

(4) 既存施設の整備(条例第27条)

既存の対象施設を所有し, 又は管理する人は対象施設を整備基準に適合させるよう努めなければなりません。

(5) 維持保全(条例第28条)

対象施設を所有し, 又は管理する人は整備基準に適合させた対象施設を引き続き適合した状態に維持, 保全するよう努めなければなりません。

対象施設一覧表

1 建築物

区 分	対 象 施 設	特 定 施 設
1 医療施設	病院, 診療所, はりきゅう院その他これらに類するもの	すべての施設
類似施設	助産所, 整骨院等の施術所など	
2 興行施設	劇場, 観覧場, 映画館又は演芸場	すべての施設
類似施設	遊園地・動植物園内の施設など	
3 集会施設	集会場, 公会堂, 公民館, 斎場, 結婚式場その他これらに類するもの	すべての施設
類似施設	老人憩いの家, 教会, 宗教法人の集会所, 地域集会所など	
4 展示場	展示場	すべての施設
5 物品販売施設	百貨店, マーケットその他の物品販売業を営む店舗	すべての施設
類似施設	コンビニエンスストア, 日用品・食料品販売, 調剤薬局等の各種商店, 車等のショールーム, ペットショップなど(住宅展示場や専門業者への卸売店舗は対象外)	
6 宿泊施設	ホテル又は旅館	すべての施設
7 社会福祉施設	老人福祉センター, 児童厚生施設, 身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの	すべての施設
類似施設	老人デイサービスセンター, ケアハウス, 特別養護老人ホーム, 高齢者グループホーム等, 授産施設など	
8 スポーツ遊技施設	体育館, 水泳場, ボーリング場, 遊技場, パチンコ屋, ゲームセンター, カラオケボックス(飲食の提供のないもの)その他これらに類するもの	すべての施設
類似施設	麻雀屋, スポーツ練習場, フィットネスクラブなど(会員制のものを含む)	
9 教育文化施設	博物館, 美術館, 図書館又は研修所	すべての施設
類似施設	資料館など	
10 公衆浴場	公衆浴場, 岩盤浴	すべての施設
11 飲食施設	飲食店, レストラン, 喫茶店, スナックその他これらに類するもの	すべての施設
類似施設	ドライブイン, インターネットカフェ, カラオケボックス(飲食の提供があるもの)など	
12 金融機関等の施設	銀行, 信用金庫その他の金融機関等の店舗	すべての施設
類似施設	郵便局, 農協, 証券会社など	
13 サービス施設	理髪店, 美容院, クリーニング取次店, 質屋, 貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	すべての施設
類似施設	旅行代理店, 塾, 不動産業の事務所(モデルルームの商談スペース), ATMのみの店舗, コインランドリー, 無認可託児所, 交番, 動物病院, マッサージ店など	
14 交通機関の施設	鉄道の駅, バスターミナル, 港湾旅客施設又は空港旅客施設のうち, 2の表に定める部分以外の部分	すべての施設
15 自動車車庫	一般公共の用に供される自動車車庫	すべての施設
16 公衆便所	公衆便所, 4の表に定める部分以外の部分	すべての施設
17 公益事業施設	電気事業, 電気通信事業, ガス事業等を営む営業所及び事務所	すべての施設

18 官公庁舎	市役所, 区役所, 保健所, 税務署等の官公庁舎	すべての施設
19 学校等施設	保育所, 幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校, 大学, 専修学校, 高等専門学校, 各種学校, 自動車教習所その他これらに類するもの	すべての施設
20 事務所	事務所(前各項に掲げるものを除く。)	当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の施設
21 工場	工場	当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の施設
22 共同住宅等	共同住宅又は寄宿舎	当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の施設
23 地下街等	地下街又は公共用歩廊	すべての施設
24 複合施設	1の項から22の項までに掲げるものの2以上の異なる用途に供する建築物	それぞれの用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の施設
	*1~19の用途を含む複合施設は, 用途面積の合計が2,000㎡未満であっても, 全ての施設において協議が必要です。	

2 交通機関の施設

区分	対象施設	特定施設
交通機関の施設	鉄道の駅, バスターミナル, 港湾旅客施設又は空港旅客施設のうち, 専ら旅客の移動等の用に供される部分	すべての施設

3 道路

区分	対象施設	特定施設
道路	(1) 道路法第2条第1項に規定する道路(自動車のみの一般交通の用に供するものを除く。) (2) 港湾法第2条第5項第4号に規定する臨港交通施設(道路及び橋りょうに限る。)	すべての施設

4 公園

区分	対象施設	特定施設
公園	(1) 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園 (2) 港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設(緑地及び広場に限る。)	すべての施設

5 路外駐車場

区分	対象施設	特定施設
路外駐車場	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場のうち同法第12条の規定による届出をしなければならないものの建築物以外の部分	すべての施設

6 開発行為に係る施設

区分	対象施設	特定施設
1 土地	1の表に定める特定施設の建築の用に供する目的で都市計画法第29条の規定による許可を受けて開発される土地	すべての施設
2 住宅開発団地	都市計画法第29条の規定による許可を受けて開発される住宅団地	開発区域の面積が5ha以上の施設

1-4. 整備基準等

(1) 整備基準 (条例第25条第1項, 施行規則別表第2)

整備基準とは, すべての人が自らの意思で自由に行動し, 積極的に社会参加できるような施設整備を促進するため, 高齢者, 障がい者等 (妊産婦その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける人を含む。以下, 同じ) が, 対象施設を利用する際に安全かつ円滑に利用できるよう, その公共的利用部分の構造及び設備に関して, 障壁となるものを設けず, 使いやすいものとするために, 新設, 改修する際に適合する必要がある具体的な基準です。

(2) 誘導基準 (条例第25条第2項, 施行規則別表第3)

誘導基準とは, 高齢者, 障がい者等の利用を可能とするための必要最小限の基準として定められた整備基準のみでは, 整備の水準が低位に固定されるおそれがあることから, 整備基準よりも高度に対象施設を利用できるよう, 社会全体で実現をめざすべき基準として定めたものです。

※建築物の誘導基準は, バリアフリー法の認定建築物の要件とほぼ同一であるため, 同法の認定を受ければ用途規模により, 容積率の算定の特例, 認定建築物である旨の表示, 税制上の特例措置があります。

(3) 整備箇所

基準を適用する整備箇所は, 対象施設のうち不特定かつ多数の人又は主として高齢者, 障がい者等が利用する公共的利用部分です。

1-5. 特定施設の手続き等

(1) 事前協議 (条例第29条, 施行規則第7条, 第8条)

特定施設の新設又は改修を行おうとする人 (以下「特定整備主」という。) は, 特定施設及びその工事の内容について, 事前に福岡市と協議をする必要があります。

なお, 事前協議に必要な書類の提出前に, 工事内容について整備基準適合の事前確認が必要となる場合があるため, 早めの事前相談が望まれます。

ア:事前協議は, 以下の書類について, 正本及び副本を「イ提出期限」に定める日までに19ページの窓口に提出

- ①特定施設新設等事前協議書 … 様式1号
- ②特定施設整備項目表 (チェックリスト)
- ③特定施設の区分に応じた図書 (当該整備箇所に係るものに限る)

イ:提出期限

- ①建築確認申請を要する特定施設 … 確認申請予定日の14日前の日
- ②開発許可申請を要する特定施設 … 開発許可申請をする日
- ③路外駐車場設置届出を要する特定施設 … 路外駐車場設置届出をする日
- ④その他の特定施設 … 工事着手予定日の30日前の日

(2) 工事完了の届出及び完了検査(条例第30条, 施行規則第9条)

工事が完了したときは, その旨を届け出て, 検査を受ける必要があります。

ア:工事完了後, 速やかに「特定施設工事完了届出書」(様式3号)に, 事前協議の対象となった部分の写真を添付して窓口へ提出

イ:整備基準への適合状況を確認するため, 完了検査を実施

(3) 内容の変更(条例第29条, 施行規則第7条)

事前に協議した内容を変更しようとするときは, 事前協議と同様の手続きが必要です。

ア:変更の事前協議は, 以下の書類について, 正本及び副本を「イ提出期限」に定める日までに19ページの窓口へ提出

- ①特定施設変更事前協議書… 様式2号
- ②特定施設整備項目表(チェックリスト)
- ③当該変更に係る図書(当該整備箇所に係るものに限る)

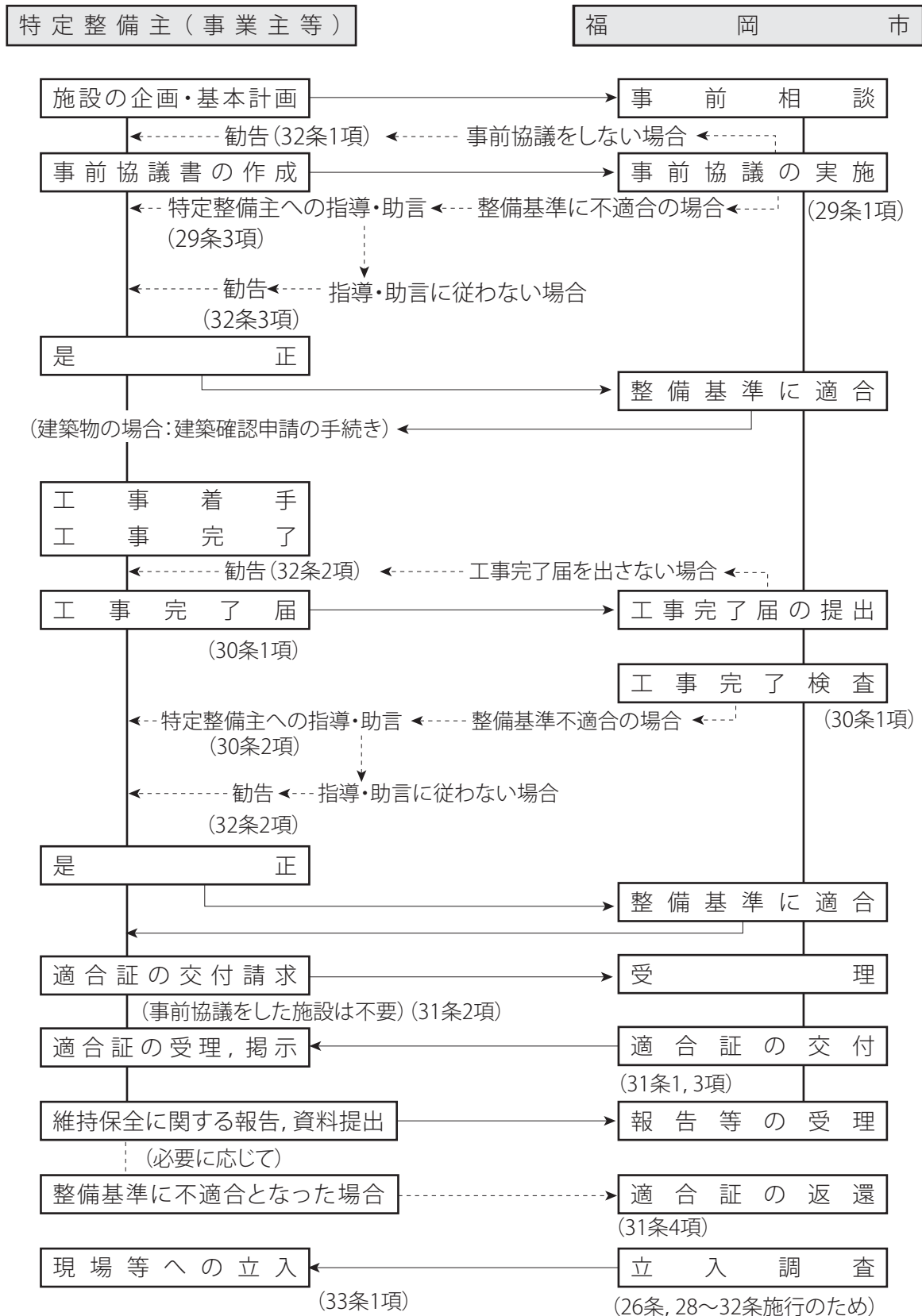
イ:提出期限は, (1) 事前協議と同じ

ウ:次のような軽微な変更については, 事前協議は不要

- ①整備基準に適合している公共的利用部分の変更のうち, 当該公共的利用部分に関する整備基準に抵触しない変更
- ②整備基準に係らない部分の変更
- ③当該用途に供する部分の床面積の合計の変更のうち, 整備基準の適用の変更を生じない変更
- ④新設又は改修の工事の着手予定日の変更及び完了予定日の3月以内の変更

(4) 手続きの流れ

特定整備主が特定施設を新設又は改修する場合には、事前相談を行なった後に下図のような流れに従って、事前協議や完了検査の手続きが必要です。特定整備主が国等の場合は、事前協議に代えて通知となります。



※建築物の手続については、P44を参照

(5) 事前相談, 事前協議の窓口

設計者等は特定整備主が計画している施設が, 条例第29条の特定施設になるか, また, 整備基準のどの項目に適合させなければならないかなど, 必要に応じて事前相談が必要です。

事前相談及び事前協議を担当する窓口は, 対象施設の種類に応じて次のとおりです。

対象施設の種類	窓口	電話	F A X	e-mailアドレス	
建築物	住宅都市局 建築審査課	092-711-4774	092-733-5584	fukushi.kenchiku@city.fukuoka.lg.jp	
交通機関の施設	福祉局 地域福祉課	092-733-5344	092-711-4232	chiikifukushi.PWB@city.fukuoka.lg.jp	
道路	開発行為	道路下水道局 道路利活用推進課	092-711-4519	092-733-5533	dororikatsuyo.RSB@city.fukuoka.lg.jp
	道路法による道路	東区 維持管理課	092-645-1156	092-632-8999	jjikanri.HIWO@city.fukuoka.lg.jp
		博多区 管理調整課	092-419-1061	092-441-5603	kanri.HAWO@city.fukuoka.lg.jp
		中央区 管理調整課	092-718-1082	092-718-1079	kanri.CWO@city.fukuoka.lg.jp
		南区 維持管理課	092-559-5094	092-559-5096	jjikanri.MWO@city.fukuoka.lg.jp
		城南区 維持管理課	092-833-4077	092-822-4095	jjikanri.JWO@city.fukuoka.lg.jp
		早良区 維持管理課	092-833-4336	092-841-6687	jjikanri.SWO@city.fukuoka.lg.jp
		西区 管理調整課	092-895-7046	092-882-6135	kanri.NWO@city.fukuoka.lg.jp
	港湾法による道路	港湾空港局 維持課	092-282-7143	092-282-7776	iji.PHB@city.fukuoka.lg.jp
	公園	都市公園法による都市公園	住宅都市局 整備課	092-711-4410	092-733-5590
港湾法による 緑地, 広場		港湾空港局 維持課	092-282-7143	092-282-7776	iji.PHB@city.fukuoka.lg.jp
路外駐車場	道路下水道局 駐車場施設課	092-711-4443	092-733-5591	parking.RSB@city.fukuoka.lg.jp	
開発行為に係る施設	住宅都市局 開発・建築調整課	092-711-4587	092-733-5584	kaihatsu-kenchiku.HUPB@city.fukuoka.lg.jp	

※担当する窓口が不明な場合は, 下記にお尋ねください。

窓口	電話	F A X	e-mailアドレス
福祉局 地域福祉課	092-733-5344	092-711-4232	chiikifukushi.PWB@city.fukuoka.lg.jp

(6) 適合証の交付

市長は、特定整備主が事前協議により新設・改修を行った特定施設が、検査により整備基準に適合していると認めるときは、適合証の交付を行います。

また、既存施設の改修など事前協議が不要な対象施設の所有者等が、対象施設を整備基準に適合させたときは、別に定める関係図書等を添えて、適合証の交付を請求することができます。この場合、市長は整備基準に適合していると認めるときは、適合証の交付を行います。

なお、適合証の交付を受けた特定整備主は、特定施設や対象施設の出入口付近など利用者や市民から見えやすい場所に適合証を掲示して下さい。

整備基準適合証（シンボルマーク）

「基本タイプ」を交付するための条件

高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするために、公共的利用部分（多数の人の利用に供する部分）の構造及び設備に関して整備基準に適合している施設に交付します。

「優良タイプ」を交付するための条件

「優良タイプ」は、整備基準に適合している施設で、かつ視覚障がい者誘導用ブロック等、エレベーター、福祉型便房、車いす使用者用駐車場を整備している施設に交付します。



福岡市障がい者差別解消条例(平成31年1月1日施行)

福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人ない人も共に生きるまちづくり条例

この条例は、障がいの有無にかかわらず、すべての人が個人として尊重される社会をつくることを目指しています。障がいがある人たちにやさしいまちは、どんな人にもやさしいまちです。障がいを理由とする差別がなくなるよう、みんなで取り組んでいきましょう。



●障がいを理由とする差別の禁止

この条例では、正当な理由なくサービスを提供しないなどの「不当な差別的取扱い」と、「合理的配慮の提供」について、「福岡市」と「事業者」とに分けて、次のように定めています。

	ふとう さべつ てきとりあつかい 不当な差別的取扱い	ごうり てきはいりよ ていきりょう 合理的配慮の提供
ふくおか し 福岡市	きんし 禁止(してはならない)	ほうてきぎむ 法的義務 (しなければならない)
じぎょうしゃ 事業者	きんし 禁止(してはならない)	どりょくぎむ 努力義務 (するように努めなければならない)

■合理的配慮の提供とは

障がいのある人などから、社会的障壁^(注)を取り除いてほしいという求めがあったときは、その時々状況に応じて、社会的障壁を取り除いたり、そのための努力をしなければなりません。

(注)社会的障壁 障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)、制度(利用しにくい制度など)、慣行(障がいのある人の存在を意識していない慣習、文化など)、観念(障がいのある人への偏見など)その他一切のもの

●市民に求められること

障がいを理由とする差別のない社会を実現するには、市民一人ひとりが、差別をなくしていくという気持ちをもって、行動していくことが求められます。

そして、市民一人ひとりが、障がいのある人との交流等を通じて障がいや障がいのある人への理解を深めることが大切です。



(問い合わせ先:福岡市保健福祉局障がい者部障がい者支援課)

地域共生社会の実現とは

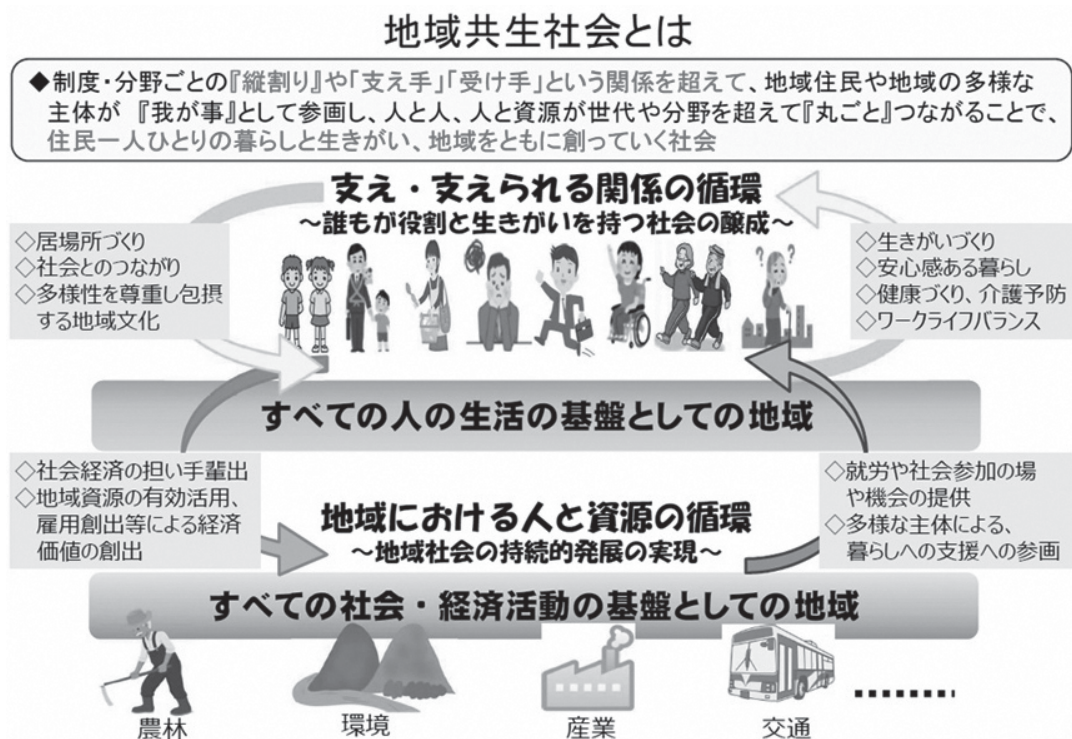
●地域共生社会とは

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

●地域共生社会の実現のために

障がいの有無や年齢といった個人属性や置かれた状況に関わらず、誰もが「共生」できる社会を実現するため、人づくりや場づくりを通じて、地域社会に多様なつながりが生まれやすくするための環境を整備していくことが重要です。

社会環境における様々な障壁（バリア）を取り除く「バリアフリー」や、誰もが使いやすい形を目指す「ユニバーサルデザイン」の理念は、このような「共生」の基盤となるものとして、これまでも増して重要となっています。



(令和元年5月16日 厚生労働省 第1回地域共生社会推進検討会 資料抜粋)